

平成 31(2019)年度 政府開発援助ユネスコ活動費補助金
(持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に貢献するユネスコ活動の普及・発展
のための交流・協力事業)
審査基準

平成 31 年 1 月 28 日
文部科学省国際統括官付

政府開発援助ユネスコ活動費補助金(持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に貢献するユネスコ活動の普及・発展のための交流・協力事業)に関する企画公募の審査は、この審査基準により行うものとする。

1. 審査方法

審査は、文部科学省政府開発援助ユネスコ活動費補助金事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、行う。

2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画書について、本審査基準の「3. 評価方法・項目」に基づき、書面審査を行う。審査委員会は、書面審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、採択案件を決定する。原則として、最も得点の高い者から順番に採択するものとする。但し、「平成 31(2019)年度政府開発援助ユネスコ活動費補助金公募要領」の「2. 補助対象事業」に記載された各分類について、採択案件がない分類が生じる場合には、審査委員会の審議にて、全体の中での得点も考慮の上、その分類の申請案件の中で採択することも可能とする。なお、公募要領に記載のある採択件数は公募時点での予定件数であり、審査委員会の決定や予算の都合により増減する場合がある。

3. 評価方法及び評価項目

評価は提出された企画書ごとに「絶対評価」にて行うものとする。下記の各評価項目について次の審査基準による5段階評価とし、原則、最高点と最低点それぞれ一委員の採点結果を除外した上で各委員の採点結果を合計し、それを平均したものを当該企画提案者の得点とする。

〔評価基準〕

大変優れている=5 優れている=4 普通=3
やや劣っている=2 劣っている=1

〔評価項目〕

(1) 事業実施主体に関する評価

- ①事業の目的(民間ユネスコ活動の助成を通じた、我が国のユネスコ活動の進展及びユネスコを通じた交流の促進への寄与)を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための体制を有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ①民間ユネスコ活動の振興に資するものとして、事業の計画が具体的に設定され実現性・妥当性があるとともに、事業の実施が、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた具体的な貢献となることが認められること。特に、SDGsは開発途上国だけでなく、SDGsは先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む「全ての国に適用される普遍的な目標」であることが留意されていること。
- ②事業推進の方法、成果の普及方法等が具体性・的確性・実効性に優れていること。
- ③企画内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(3) 事業成果の活用に関する評価

- ①本補助事業の成果を適切に評価する仕組み・体制が構築されていること。
- ②本補助事業の成果が、補助実施期間のみに留まらず、補助期間終了後も波及効果が見込まれる工夫がなされていること。

4. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

5. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。